

障害者支援施設に入所されている 補足給付の対象となる皆様へのお知らせ

令和6年4月1日から、特定障害者特別給付費(補足給付)における食費等の基準費用額の見直しが行われ、これまでの54,000円から55,500円へと費用額の引上げが行われました。

1 特定障害者特別給付費(補足給付)

入所されている方の食費や光熱水費の実費負担を軽減するための給付であり、今回の改定は、入所者様のご負担をさらに軽減するためであり負担が増加するものではありません。

2 支給決定について

新しい特定障害者特別給付費(補足給付)の金額は、令和6年4月1日から適用となるため、入所様をご利用の施設に対し、事業者様が新単価を算定できるよう相模原市より新単価についてご連絡をしておりますので承知おきください。

なお、国の通知に基づき、今回の補足給付費の改定については、特段、受給者証の差替えは行なわないものとなりますのでご了承ください。

お問い合わせ先

《受給者証に関すること》

課・機関名	(地域)	電話番号	
相模原市 地域包括ケア推進部	緑高齢・障害者相談課	緑区(旧相模原市域)	042-775-8810
	城山福祉相談センター	城山地域	042-783-8136
	津久井高齢・障害者相談課	津久井地域	042-780-1412
	相模湖福祉相談センター	相模湖地域	042-684-3215
	藤野福祉相談センター	藤野地域	042-687-5511
	中央高齢・障害者相談課	中央区	042-769-9266
	南高齢・障害者相談課	南区	042-701-7722

《報酬に関すること》

課・機関名	電話番号
相模原市地域包括ケア推進部高齢・障害者支援課	042-769-8272